



募集

期日前投票立会人

7月執行予定の参議院議員通常選挙の期日前投票立会人を募集します。

日時 事前説明会／6月22日(日)

①10:00 ②14:00

事前説明会場所／消防局2階講堂
立会期間／投票日の16日前～投票日前日

立会場所／市役所・黒瀬支所・福富支所・豊栄支所・河内支所・八本松出張所・高屋出張所・園芸センター・安芸津生涯学習センター・フジグラン東広島・ゆめタウン学園店

立会時間／8:30～20:00(1日)
(フジグラン東広島・ゆめタウン学園店は10:00から開設)

※日数は応募状況により調整します。特定の投票所に応募が集中した場合は、抽選とします。

対象 東広島市の選挙人名簿に登録がある人

報酬／日額9,600円(所得税控除あり)費用弁償あり

締切 5月13日(火)必着

申込 応募用紙(選挙管理委員会事務局・各支所地域振興課・各出張所に配架。市ホームページからもダウンロード可)を持参または郵送、ファクス

※従事する投票所は選べません。

※選考結果は5月末までに本人へ通知します。

問合せ 選挙管理委員会事務局

☎(082) 420-0968

[FAX](082) 420-0989

環境・健康募金のお願い

5月1日(木)から、市内各戸を対象として環境・健康募金を行います。募金は、地域の住みよい環境や健康づくりに活用します。

昨年度は、約407万円の募金が集まりました。ありがとうございました。今年度もご協力をお願いします。

問合せ 市公衆衛生推進協議会事務局(廃棄物対策課内)

☎(082) 420-0926

赤十字活動資金募集(募金)のお願い

5月1日(木)から、赤十字活動資金の募集(募金)を行います。皆さまからお寄せいただく活動資金で、被災地への医療救護班の派遣や救援物資の整備、日本赤十字社の災害救護活動、救急法等講習の普及などの活動が支えられています。昨年度は約1,242万円の募金が集まりました。ありがとうございました。今年度もご協力をお願いします。

問合せ 日本赤十字社東広島市地区事務局(地域共生推進課内)

☎(082) 420-0932

家庭緑化募金のお願い

5月1日(木)から市内各戸を対象として、回覧による緑化募金を行います。募金はみどりの少年団の育成、森林ボランティアなどが行う地域緑化活動への支援などに役立てます。

昨年度は約395万円の募金が集まりました。ありがとうございました。今年度もご協力をお願いします。

問合せ 県みどり推進機構東広島市支部事務局(農林水産課内)

☎(082) 420-0939

災害時協力井戸

大規模災害などによる長期間の断水のときに、近隣住民に生活用水(飲用以外)を提供する「災害時協力井戸」を募集しています。登録可能な井戸をお持ちの人や事業所は、ご登録ください。

問合せ 生活衛生課

☎(082) 422-1048



骨髄バンクボランティアドナー登録説明員

ドナー登録会場(主に市内官公庁、商業施設)でのドナー登録希望者に対する説明と登録手続き

対象 説明員としてドナー登録会で活動できる人

※説明員として活動する前に研修があります。医療に関する特別な知識は必要ありません。

問合せ (公財)日本骨髄バンク認定説明員 土居 優子(つばさの会代表)

☎080-1929-0576

✉ yukochan110345@gmail.com



東広島市民ミュージカル

市民ミュージカルの参加者募集説明会を開きます。仲間と一緒に1つの舞台を創る楽しさを味わってみませんか。

日時 5月15日(木)19:30から

場所 芸術文化ホールくらら

対象 小学生以上

問合せ 東広島市民ミュージカル

制作実行委員会

☎050-6865-8907

河上

✉ hhcm2015@yahoo.co.jp



小・中学校臨時教諭・講師（非常勤）

【申込】 事前に連絡の上、市販の履歴書（写真貼付）と教員免許を持参
【申込】 学事課
☎（082）420-0975



看護師（代替）（会計年度任用職員）

任用期間／令和 8 年 3 月31日（火）まで（更新の可能性あり）
就業場所／市内の公立小・中学校
【申込】 事前に連絡の上、市販の履歴書（写真貼付）と看護師免許状を持参
【問申】 学事課
☎（082）420-0975



介護保険認定調査員（会計年度任用職員）

【対象】 ①～③の全てを満たす人
①普通自動車運転免許を有する
②介護支援専門員
③都道府県または指定都市が実施する認定調査員新規研修を修了している
※平成11年8月1日～平成15年3月31日の間の介護支援専門員実務研修を修了した者は③を除く。
※③が未修了の場合は要相談
任用期間／6月1日（日）～令和8年3月31日（火）（更新あり）
募集人員／週4勤務：1人
週2勤務：1人

就業場所／市役所または黒瀬・福富・安芸津支所（調査地域は市内全域）
※任用から数年間は本庁勤務
【締切】 5月16日（金）17時必着
【申込】 市販の履歴書（写真貼付）と介護支援専門員証の写し、認定調査員新規研修修了証書の写しまたは介護支援専門員実務研修修了証明書の写しを持参または郵送
【問申】 介護保険課
☎（082）420-0937



市営住宅入居者募集

【受付】 5月12日（月）～16日（金）
募集要項などは住宅課・各支所・出張所で4月30日（水）から配布。
※動物を飼うことはできません。
【申込】 持参または郵送、ウェブ
※各支所・出張所では申し込みできません。
※住宅課、各支所・出張所で、前日までの各住宅の申込状況を公表します。

	公営住宅
募集住宅（変更する場合あり）	西条町／寺西1戸、御園宇1戸、新御園宇1戸、寺山1戸
	八本松町／新向原1戸、磯松1戸
	黒瀬町／菅田第2・1戸
	高屋町／小谷五百垣1戸
	福富町／神下1戸
	豊栄町／鍛冶屋1戸
	河内町／広畠1戸、能光1戸
	安芸津町／薬師丸団地2戸、薬師丸ハイツ1戸、湯盛1戸、若宮1戸

【問申】 住宅課
☎（082）420-0946

国民健康保険事業等保健師・看護師・管理栄養士（会計年度任用職員）

重複服薬指導、重複・頻回受診指導など
任用期間／7月1日（火）～令和8年3月31日（火）（更新の可能性あり）
勤務時間／週5日勤務
就業場所／市役所
【対象】 保健師または看護師、管理栄養士の資格と普通自動車運転免許を有する人
【定員】 1人程度
【締切】 5月30日（金）17:15必着
【申込】 市販の履歴書（写真貼付）と保健師または看護師、管理栄養士の免許証の写しを持参または郵送
【問申】 国保年金課
☎（082）420-0933

お知らせ

戸籍にフリガナが記載されます

6月以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。東広島市が本籍の人は7月末に発送を予定しています。通知された氏名のフリガナが誤っている場合は届け出をしてください。マイナポータルからオンラインで届け出することもできます。
【問合】 市民課
☎（082）420-0915



証明書コンビニ交付サービスの発行休止

【日時】 ①5月17日（土）終日
②5月25日（日）13:00から
【問合】 市民課
☎（082）420-0925



行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、住民から行政（国など）に関する苦情や相談（道路・福祉・教育・雇用など）を受け、関係行政機関につなぐなどの対応をしています。お気軽にご相談ください。
※毎月の相談会の日程は24ページ



地区	行政相談委員（敬称略）
西条	應原 美恵
八本松	奥村 和徳
志和	半川 朋斎
高屋	中野 哲雄
黒瀬	佃 眞知子
福富	門 義明
豊栄	鹿田 政祐
河内	高橋 久雄
安芸津	惣明 時子

【問合】 市民生活課
☎（082）420-0922



軽自動車税（種別割）の減免申請

【障がい者の減免】
【対象】 身体・精神・知的障がい者またはその家族が所有する車両（障害者手帳1枚につき1台）
※対象となる障害等級についてはホームページをご覧ください。
【障がい者のために改造された軽自動車（車イス搭載、浴槽搭載など）の減免】
【対象】 車椅子に乗ったまま円滑に軽自動車などを利用するための昇降装置、固定装置または浴槽を装着するなど特別の仕様により製造、または構造変更が加えられている車両
【申請に必要なもの】

全ての人（共通）	①マイナンバークードまたは納税義務者の個人番号（マイナンバー）の分かるもの ②官公署発行の本人確認書類（写真がないものは2点必要） ③納税通知書
障がい者の減免	①障害者手帳など ②運転免許証（実際に運転する人のもの）
改造軽自動車の減免	軽自動車検査証の写し（※軽自動車検査証で特別の仕様または構造変更の内容が確認できない場合は、内容が分かる写真などを添付）

※このほか、社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO法人向けの減免制度があります。
※郵送で申請書を提出できます。希望する人はお問い合わせください。
【締切】 6月2日（月）
【申込】 市民税課、各支所地域振興課、各出張所
【問合】 市民税課
☎（082）420-0910



軽自動車の継続検査（車検）用の納税証明書

軽自動車納付確認システム（軽JNKS）が開始されたことで、継続検査時の納税証明書の提示が原則不要になりました。
納税証明書が必要な場合は次のとおりご利用ください。
【納付書で納付の場合】
納税通知書に付いている納税証明書をご利用ください。
【口座振替の場合】
3輪と4輪は、令和6年度から納税証明書を送付していません。継続検査用の納税証明書が必要な場合は窓口または郵便、LINE申請で請求してください。
【スマホ納付の場合】
領収書は発行されません。継続検査用の納税証明書が必要な場合は窓口か郵便、LINE申請で請求してください。
【問合】 収納課
☎（082）420-0912



民間木造住宅の耐震改修などを支援します

耐震性のない民間木造住宅の耐震改修等を補助します。
【補助内容】
・耐震改修工事費の80％、最大100万円
・現地建替工事費の80％、最大100万円（居住誘導区域内に限る）
・除却工事費の3分の1、最大50万円
【対象】 昭和56年5月31日以前に着工の地階を除く階数が2以下の戸建木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性が不十分であると結果が出たもの（併用住宅の住宅部分が延べ面積の2分の1以上のものを含む）
【問合】 住宅課
☎（082）420-0946

市民協働のまちづくり活動応援補助金（学生募集）

令和7年度に実施する市民協働のまちづくりにつながる市民活動などについて、補助金の申込を受け付けます。
【締切】 5月30日（金）17:00
【申込】 郵送または持参※募集要項などは地域づくり推進課、各大学で配布。市ホームページからもダウンロード可
【問申】 地域づくり推進課
☎（082）420-0924



地域センター使用料減免資格の登録申請

地域づくりに取り組む地域団体などは、あらかじめ登録することで、地域センターの使用料の減免を受けることができます。
【申込】 申請書（地域づくり推進課、各地域センターで配布。市ホームページからもダウンロード可）を持参または郵送
【問申】 地域づくり推進課
☎（082）420-0924



カーブミラーなどを破損したら連絡を

事故などでカーブミラーやガードレールなどの道路付属施設を破損した場合には、事故を起こした人に復旧していただくこととなります。
近年、当て逃げ事故が増えており、修理に多額の費用が発生しています。心当たりのある方はご連絡をお願いします。また、カーブミラーの向きがおかしい、破損しているなどの道路付属施設の異常を見つけた場合もご連絡ください。
【問合】 維持課
☎（082）420-0949

家庭用浄水器設置費補助金

問申

生活衛生課

☎(082)422-1048

対象物質が基準に適合しない地下水を飲用利用する人が、浄水器を購入・設置する場合に費用の一部を補助します。
補助金額／浄水器の購入および設置に係る費用（消費税額を除く）の2分の1（上限15万円）

対象 市内在住で次の全てを満たす世帯

- ①対象物質の濃度が水質基準に適合していない地下水を日常生活の飲料水として使用している。
- ②上水道給水区域以外に住居があり（ただし、給水区域内であっても上水道の配水管が敷設されていない区域は対象に含む）、専用水道および貯水槽水道を利用していない。
- ③市税の滞納がない。

○対象物質28種類のうち主なもの

対象物質	基準値
ひ素	0.01mg／L
ふっ素	0.8mg／L
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg／L

※その他の対象物質は、ホームページをご覧ください。



○補助対象浄水器

- ・飲料水を供給する給水管に接続できるものであること。
- ・逆浸透膜方式を採用し、前処理フィルターを有していること。
- ・浄水機能が1時間当たり5リットル以上であること。
- ・性能の保証期間が1年以上であること。

申込 申請書（ホームページからダウンロード可）と添付書類を提出
※浄水器購入前に補助金交付決定を受ける必要があります。

防災用品購入補助

家庭での防災用品購入費用を一部補助します。防災用品購入後に申請することができます。

対象

- ・75歳以上の一人暮らし
- ・介護保険の要介護3以上
- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・療育手帳AまたはA
- ・精神障害者手帳1級
- ・障害者支援区分1～6

※いずれかに該当する人のうち、本市の住民基本台帳に記録があり、市税の滞納がない人。ただし、令和6年度に防災用品購入補助金の交付を受けた人は対象外。

【補助金額】

購入金額の2分の1（上限1万円）

【購入・申請期間】

4月1日(火)～令和8年2月27日(金)

※予算上限に達し次第終了

問申 危機管理課

☎(082)420-0400



高齢者のための迷惑電話防止機器
購入費補助金（購入後申請）

特殊詐欺の被害や、悪質な業者からの電話勧誘をきっかけとした消費者トラブルを防ぐため、迷惑電話を防止する機能を有する固定電話機などの購入費の一部を補助します。

対象 市内に住所を有する65歳以上の人のみで構成される世帯に属する人（市税に滞納がないこと）

補助率／購入経費の2分の1以内（上限1台1万円）

締切 令和8年3月31日(火)

※予算上限に達し次第終了

申込 電話機を購入・設置した後に申請書（市民生活課と各支所地域振興課で配布。市ホームページからもダウンロード可）に必要書類を添付して市民生活課へ提出

問申 市民生活課

☎(082)420-0922



公共下水道に早期接続を

次の地域で下水道が使用できるようになりました。
西条町寺家、西条町下見の一部／2月28日(金)から
※区域は市ホームページをご覧ください。

問合 下水道管理課

☎(082)420-0957



善意をありがとうございます

株式会社トヨタユーゼック様
(沐浴人形の寄附)

問合 こども家庭課 ☎(082)420-0407

東広島ウエストライオンズクラブ様
(高屋情報ラウンジヘデジタルサイネージとベンチ2台の寄附)

問合 生涯学習課 ☎(082)420-0979

久保田 辰男様、倉内 啓様、児玉ヒデコ様、佐藤 陽子氏遺贈、高橋 秀夫様、中川 俊夫様（市立美術館に美術品を寄附。順不同）

問合 文化課

☎(082)420-0977

住宅用火災警報器の設置・
点検・取替をしましょう

住宅火災の死傷のほとんどが逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器は、故障や電池切れなどで火災を感知なくなることがあります。月に1回は点検しましょう。点検方法は、ひもを引っ張る、ボタンを押すなどです。点検で作動しないとき、設置から10年以上たっている場合は取り替えましょう。

問合 予防課

☎(082)422-6341



移動献血車が来ます

【市役所】

5月12日(月)

10:00～11:15、12:30～16:00

【フジグラン東広島】

5月18日(日)

10:00～12:30、13:45～16:00

【芸芸生涯学習センター】

5月26日(月)

9:30～11:15、12:30～15:30

※400ml献血のみ実施

※市役所では骨髓ドナーバンク登録会も開催

申込 ウェブ(予約なしでの献血も可能)

問合 医療保健課

☎(082)420-0936

FAX (082)422-2416



福祉

脳ドック（国民健康保険被
保険者）の申込受付中です

市内の指定医療機関で受診する、脳ドックの検査費用のうち2万円を助成します。対象者には4月下旬にお知らせを送付済みです。内容を確認の上、同封の申込ハガキまたはウェブで申し込んでください。

【助成対象の受診期間】7月1日(火)～令和8年1月31日(土)

対象 ①～④の全てを満たす人

①4月1日時点で、東広島市国民健康保険に加入している

②東広島市国民健康保険税の滞納がない

※脳ドック検査費用助成のお申込みをもって、担当職員が国民健康保険税の納付状況に必要な確認を行うことに同意いただいたものとみなします。

③令和8年3月31日に41歳、44歳、47歳、50歳、53歳、56歳、59歳、62歳、65歳、68歳、71歳、74歳になっている

④脳ドック受診時に東広島市国民健康保険に加入している

締切 5月16日(金)

問申 医療保健課

☎(082)420-0936

FAX (082)422-2416



国民年金保険料の
学生納付特例制度

学生は、在学中の国民年金保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」を利用することができます。

申込 学生証（両面の写し）または在学証明書（原本）を提出

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから申請可。

※日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が送付された人は、必要事項を記入し返送してください。

※学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、将来受け取る年金額の計算には入りません。10年以内であれば承認を受けた期間の国民年金保険料をさかのぼって納めて、年金額を増やすことができます。

問申 呉年金事務所 ☎(0823)22-1691
国保年金課 ☎(082)420-0933

健診から始まる「健康づくり
サイクル」を回しましょう！

「健診後の行動」が大切です。年に1回の健診を必ず受け、健康状態を改善しましょう。「生活習慣の改善が必要」と判断されたら「特定保健指導」を受けましょう。「医療機関への受診が必要」と判断されたら早期に受診しましょう。

問合 全国健康保険協会広島支部
☎(082)568-1011



SmILE 障がい者スマイルボード

ピア・カウンセリング

〈ピア〉とは仲間という意味。現在、聴覚・内部・肢体に障がいのあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン

障がいのある仲間やピア・カウンセラーと、ゲームをしたり、近況報告・情報交換や悩みを話したりします。

☎5月17日(土) 14:00～16:00 (参加費100円)

場スポーツ交流センターおりづる

※市内在住で18歳以上の障がいのある人

ピア相談 ※要予約

相談者と同じ視点でピア相談に応じます。

相談方法／自宅への訪問、来所

電話・ファクス・メールでの相談もできます。

問申子育て・障がい総合支援センター(はあとふる)

☎(082)493-6073 FAX(082)424-3841

✉hgh936071@city.higashihiroshima.hiroshima.jp